

火葬許可証の再発行及び納骨手順

1 春日井市に死亡届を提出している場合

□尾張東部聖苑で火葬した場合（昭和55年9月以降）

- ①尾張東部聖苑で「火葬執行済証明書」（2枚）を取得する。
※対象者の火葬された年月日を調べておいてください。
- ②「火葬執行済証明書」（1枚）を、春日井市役所市民課へ持参し、「火葬許可証」を再発行してもらう。
※持ち物 身分証明書
- ③再発行された「火葬許可証」、手元に残った「火葬執行済証明書」（1枚）及び「墓所使用許可証」を潮見坂平和公園管理事務所に持参する。

□春日井市火葬場で火葬した場合（昭和55年8月まで）

- ①春日井市役所市民課で「証明書」を取得する。
「火葬許可証に代わる証明書が欲しい」旨春日井市役所市民課に申し出てください。
※詳細については、春日井市役所市民課にお問い合わせください。
- ②発行された「証明書」及び「墓所使用許可証」を潮見坂平和公園管理事務所に持参する。

□上記以外の火葬場（八事火葬場等）で火葬した場合

- ①火葬場で「火葬証明書」を取得する。
※取得に必要なものは、各火葬場にお問い合わせください。
- ②春日井市役所市民課に「火葬証明書」を持参し、「火葬許可証」を再発行してもらう。
- ③再発行された「火葬許可証」及び「墓所使用許可証」を潮見坂平和公園管理事務所に持参する。

2 春日井市以外に死亡届を提出している場合

死亡届を提出した市区町村に、火葬許可証の再発行の方法についてお問い合わせください。

問い合わせ先

潮見坂平和公園管理事務所（月曜休）	0568-84-4444
尾張東部聖苑（不定休）	0568-83-5001
春日井市役所市民課	0568-85-6138